

安全



安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No184号 2012.08.01
発行:JAL解雇撤回国民共闘事務局
連絡先:航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田5-11-4
フェニックスビル内
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkaikekotekkai.com>

ITF アジア太平洋民間航空部会 JAL不当解雇撤回闘争の支援を決議

7月19、20日、クアラルンプールで開催されたITF(国際運輸労連)アジア太平洋民間航空部会にて、日本航空の不当解雇撤回闘争に対する支援決議が採択されました。日航の不当解雇問題でITFが決議を採択するのは、昨年6月に開催されたアライアンス会議での決議(マドリッド決議)について2度目です。クアラルンプール会議には、内田CCU委員長・客乗原告団長、および岩田航空連国際委員が参加しました。以下に決議の全文を紹介します。

ILOへの提訴では賛同者として尽力

ITFは、CCUと日航乗組が不当解雇事件と人員削減過程で発生した不当労働行為が、第87号条約(結社の自由及び団結権保護に関する条約)と、第98号条



発言する内田委員長(20日 クアラルンプール)

約(団結権及び団体交渉権に関する条約)違反するとしてILOに提訴した際には、IFALPA(国際定期航空操縦士協会連合会)とともに正式に賛同者として名前を連ね、勧告に向けて大きな力を発揮してきました。

昨年は日本大使館への要請を展開

ITFは昨年、6月に採択した「マドリッド決議」を踏まえて、日本大使館への要請行動を各国の加盟組合に提起。各国において、日本航空の不当解雇撤回闘争への連帯行動として、日本大使館への要請行動が取り組まれました。

国際運輸労連アジア・太平洋民間航空セクションミーティング決議

クアラルンプール 2012年7月19-20日

2012年7月19-20日クアラルンプールで開催されたITFアジア・太平洋民間航空セクションミーティングは、日本航空(JAL)が再建プロセス途上において行った人員削減施策によりキャビンクルーユニオンは多大な影響を受けていることに留意する。

また、会社による関係組合との交渉は結論に達せず、結果的に、現職の委員長、執行委員を含む指導者層及び積極的な活動家が解雇され、組合活動は大幅に阻害されたということにも留意する。

さらに、解雇された多数の乗務員は解雇の有効性に意義を申し立て、また復職を求めて東京地方裁判所に提訴した。しかし、2012年3月30日、地裁は会社主張を支持し、解雇は有効であるとの判決を下した。彼らは地裁判決を無効とすることを求めて東京高等裁判所に控訴したということにも留意する。

ILO結社の自由委員会はCCUの申し立てについて審議し、2012年6月15日、理事会に対し人員削減プロセスでは当事者間の交渉にもとづいた手段が講じられるようにすることを日本政府に要請する勧告を含む報告書を提出したことにも留意する。

JALの行為は最良の労使関係にのつとったものでないと認め、本ミーティングは解雇された労働者を全面的に支援するものである。